

業務規程の一部変更について

業務規程の一部について、添付のとおり、変更する。
変更の概要は下記のとおり。

記

1. 電気事業法等の改正に伴う規定の変更

【該当条文：第 2 条、第 10 条別表 2－1（変更）

第 64 条の 7、第 64 条の 8、第 64 条の 9、第 64 条の 10、
第 64 条の 11、第 66 条、第 66 条の 2～第 66 条の 4（新設）】

- ・ 1－1. 地域内送電線等及び大規模電源の整備等に必要な資金の貸付け業務に関する規定を追加する。
- ・ 1－2. 経済産業大臣による基幹送変電設備整備等計画の認定に先立ち、本機関が工事概要等の妥当性について評価を行うことを定める。
- ・ 2026 年 12 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。ただし、第 66 条の 4 の改正規定は、2027 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

2. 広域系統整備交付金等に関する規定の変更

【該当条文：第 64 条の 2、第 64 条の 5（変更）】

- ・ 広域系統整備交付金について、交付金の申請方法及び算定方法等を変更するとともに認定整備等計画に関する資金の貸付けについて、貸し付ける額の算定方法等を変更する。
- ・ 2026 年 12 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

3. 広域系統整備計画に関する規定の変更

【該当条文：第 2 条（変更）

第 62 条の 2（新設）】

- ・ 広域系統整備計画の進捗等を勘案して、コスト検証等ガイドライン等に基づき評価を行い、経済産業大臣に報告することを定める。
- ・ 2026 年 12 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

4. その他規定の変更

【該当条文：第 64 条の 3～第 64 条の 6、第 64 条の 12、第 173 条（変更）】

- ・ 字句修正等
- ・ 2026 年 12 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

以上

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u>8</u> 年 8 月 1 日変更		平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日変更	
業務規程		業務規程	
電力広域的運営推進機関		電力広域的運営推進機関	

(変更履歴)
平成 27 年 4 月 1 日施行
平成 27 年 4 月 28 日変更
平成 27 年 8 月 31 日変更
平成 28 年 4 月 1 日変更
平成 28 年 7 月 11 日変更
平成 29 年 4 月 1 日変更
平成 29 年 9 月 6 日変更
平成 30 年 4 月 1 日変更
平成 30 年 6 月 29 日変更
平成 30 年 10 月 1 日変更
平成 31 年 4 月 1 日変更
令和元年 7 月 1 日変更
令和 2 年 2 月 1 日変更
令和 2 年 3 月 30 日変更
令和 2 年 7 月 8 日変更
令和 2 年 10 月 1 日変更
令和 3 年 4 月 1 日変更
令和 3 年 4 月 16 日変更
令和 3 年 7 月 1 日変更
令和 4 年 2 月 1 日変更
令和 4 年 4 月 1 日変更
令和 4 年 7 月 5 日変更
令和 5 年 4 月 1 日変更
令和 5 年 4 月 3 日変更
令和 5 年 7 月 1 日変更
令和 5 年 12 月 27 日変更
令和 6 年 4 月 1 日変更
令和 6 年 4 月 10 日変更
令和 6 年 8 月 1 日変更
令和 7 年 4 月 1 日変更
令和 7 年 8 月 1 日変更
令和 8 年 4 月 1 日変更

(変更履歴)
平成 27 年 4 月 1 日施行
平成 27 年 4 月 28 日変更
平成 27 年 8 月 31 日変更
平成 28 年 4 月 1 日変更
平成 28 年 7 月 11 日変更
平成 29 年 4 月 1 日変更
平成 29 年 9 月 6 日変更
平成 30 年 4 月 1 日変更
平成 30 年 6 月 29 日変更
平成 30 年 10 月 1 日変更
平成 31 年 4 月 1 日変更
令和元年 7 月 1 日変更
令和 2 年 2 月 1 日変更
令和 2 年 3 月 30 日変更
令和 2 年 7 月 8 日変更
令和 2 年 10 月 1 日変更
令和 3 年 4 月 1 日変更
令和 3 年 4 月 16 日変更
令和 3 年 7 月 1 日変更
令和 4 年 2 月 1 日変更
令和 4 年 4 月 1 日変更
令和 4 年 7 月 5 日変更
令和 5 年 4 月 1 日変更
令和 5 年 4 月 3 日変更
令和 5 年 7 月 1 日変更
令和 5 年 12 月 27 日変更
令和 6 年 4 月 1 日変更
令和 6 年 4 月 10 日変更
令和 6 年 8 月 1 日変更
令和 7 年 4 月 1 日変更
令和 7 年 8 月 1 日変更
令和 8 年 4 月 1 日変更
令和 8 年 8 月 1 日変更

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十七 （略） 二十八 「F I P 電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 2 第 1 項に規定する交付対象区分等に該当する認定発電設備（<u>再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する認定発電設備をいう。第 2 9 号において同じ。</u>）をいう。 二十九 「F I T 電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第 3 条第 1 項に規定する特定調達対象区分等に該当する認定発電設備をいう。 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） <u>三十 「費用負担ガイドライン」とは、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（2 0 1 5 年資電部第 1 6 号）をいう。</u> <u>三十一 「系統情報ガイドライン」とは、「系統情報の公表の考え方」（2 0 1 5 年資電部第 1 7 号）をいう。</u> <u>三十二～四十五</u> （略）	（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十七 （略） 二十八 「F I P 電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 2 第 1 項に規定する交付対象区分等に該当する認定発電設備（<u>同法第 2 条第 5 項に規定する認定発電設備をいう。次号において同じ。</u>）をいう。 二十九 「F I T 電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第 3 条第 1 項に規定する特定調達対象区分等に該当する認定発電設備をいう。 <u>三十 「認定発電等用電気工作物整備等計画」とは、法第 2 7 条の 2 9 の 8 第 2 項に規定する認定発電等用電気工作物整備等計画をいう。</u> <u>三十一 「認定整備等計画」とは、法第 2 8 条の 5 0 第 2 項に規定する認定整備等計画をいう。</u> <u>三十二 「基幹送変電設備整備等計画」とは、法第 2 7 条の 3 の 2 第 1 項に規定する基幹送変電設備整備等計画をいう。</u> <u>三十三 「認定基幹送変電設備整備等計画」とは、法第 2 7 条の 3 の 3 第 2 項（法第 2 7 条の 1 1 の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する基幹送変電設備整備等計画をいう。</u> <u>三十四 「コスト検証等ガイドライン」とは、「広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン」をいう。</u> <u>三十五 「費用負担ガイドライン」とは、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」をいう。</u> <u>三十六 「系統情報ガイドライン」とは、「系統情報の公表の考え方」をいう。</u> <u>三十七～五十</u> （略）
（事務局） 第 1 0 条 本機関は、本機関の運営事務その他の業務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局は、法第 2 8 条の 2 8 の規定により、理事長が任命する職員等で構成する。 3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。 一 総務部 二 企画部 三 需給計画部 四 系統計画部 五 運用部 六 再生可能エネルギー・国際部 七 政策調整室 八 紛争解決対応室 九 監査室 4 事務局長は、理事長が任命し、事務局の業務を統括する業務を行う。 5 各部等に、室及び課等を置くことができる。 6 需給計画部に、容量市場センターを置く。	（事務局） 第 1 0 条 本機関は、本機関の運営事務その他の業務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局は、法第 2 8 条の 2 8 の規定により、理事長が任命する職員等で構成する。 3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。 一 総務部 二 企画部 三 需給計画部 四 系統計画部 五 運用部 六 再生可能エネルギー・国際部 七 政策調整室 八 紛争解決対応室 九 監査室 4 事務局長は、理事長が任命し、事務局の業務を統括する業務を行う。 5 各部等に、室及び課等を置くことができる。 6 需給計画部に、容量市場センターを置く。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
7 運用部に、広域運用センターを置く。		7 運用部に、広域運用センターを置く。	
8 各部等並びに容量市場センター及び広域運用センターの業務分掌は、別表２－１のとおりとする。		8 各部等並びに容量市場センター及び広域運用センターの業務分掌は、別表２－１のとおりとする。	
9 総務部は、各部等に円滑な連携を促すとともに、必要に応じて、相互に業務応援を行わせるため、総合調整のための会議を運営する。		9 総務部は、各部等に円滑な連携を促すとともに、必要に応じて、相互に業務応援を行わせるため、総合調整のための会議を運営する。	
別表２－１ 組織の業務分掌		別表２－１ 組織の業務分掌	
組織名	業務分掌	組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・ <u>財務</u> ・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項	総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・ <u>財務</u> ・ <u>融資管理</u> ・ <u>与信管理</u> ・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項
企画部	容量市場・需給調整市場の制度設計、調整力の在り方の企画・立案、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、 <u>調査含む</u> その他企画全般	企画部	容量市場・需給調整市場の制度設計、調整力の在り方の企画・立案、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、 <u>認定発電等用電気工作物整備等計画に関する資金の貸付け</u> 、 <u>調査含む</u> その他企画全般
需給計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ(系統計画部所管のものを除く。)、電源入札等の設計・運用管理、容量市場の運用管理（容量市場センター所管のものを除く。）その他供給能力の確保の促進に関する事項	需給計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ(系統計画部所管のものを除く。)、電源入札等の設計・運用管理、容量市場の運用管理（容量市場センター所管のものを除く。）その他供給能力の確保の促進に関する事項
	容量市場センター		容量市場センター
系統計画部	流通設備形成計画の策定、供給計画の取りまとめ（流通設備の整備計画に関する事項）、 <u>系統アクセス業務その他流通設備の整備の促進に関する事項</u>	系統計画部	流通設備形成計画の策定、供給計画の取りまとめ（流通設備の整備計画に関する事項）、 <u>系統アクセス業務、その他流通設備の整備の促進に関する事項(認定整備等計画及び認定基幹送変電設備整備等計画に関する資金の貸付けを含む。)</u>
運用部	需給に関する取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整	運用部	需給に関する取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整
	広域運用センター		広域運用センター
再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括	再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括
政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案	政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁	紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁
監査室	監査全般	監査室	監査全般

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（新設）	<u>（広域系統整備計画の評価）</u> 第6 2 条の2　本機関は、広域系統整備計画の策定期間並びに当該計画に係る整備及び更新の進捗状況を勘案して適切な時期に、広域系統整備計画の内容について、法第2 8 条の4 8 第4 項各号に掲げる観点から評価を行うとともに、その結果を経済産業大臣に報告する。 2　本機関は、前項に規定する評価の実施に際し、コスト検証等ガイドラインの記載事項を踏まえるものとする。
（広域系統整備交付金の交付） 第6 4 条の2　本機関は、第6 1 条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して広域系統整備交付金を交付するに当たり、 <u>事業実施主体から、毎年度、広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の整備及び更新に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。</u> 2　本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。 3　本機関は、前項の規定により <u>提出を行った費用の額を基に</u> 経済産業大臣が定める算定方法により、交付する広域系統整備交付金の額を算定する。 （新設） 4　本機関は、第1 項の規定により <u>届出を行った事業実施主体</u> に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。 5　本機関は、 <u>広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和4 0 年大蔵省令第1 5 号）別表第1 又は別表第2 に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第3 項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1 項の規定により届出を行った事業実施主体に対して交付する。</u>	（広域系統整備交付金の交付） 第6 4 条の2　本機関は、第6 1 条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して広域系統整備交付金を交付するに当たり、 <u>事業実施主体から、広域系統整備計画ごとに広域系統整備交付金の交付に係る申請を受ける。</u> （削る） 2　本機関は、前項の規定により <u>申請を受けた場合には、前項の申請がされた年度に生ずる法第2 8 条の4 8 第2 項第1 号の電気工作物の整備又は更新に要する費用であって前項の実施主体が負担するもののうち、経済産業大臣が定めるものの額及び広域系統整備交付金の財源に充てるべき額として経済産業大臣が定めるところにより配分した額を基礎として、経済産業大臣が定める算定方法により、交付する広域系統整備交付金の額を算定する。</u> 3　本機関は、前項の規定により <u>広域系統整備交付金の額を算定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議し、その同意を得るものとする。</u> 4　本機関は、第1 項の規定により <u>申請を行った事業実施主体</u> に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。 5　本機関は、 <u>第1 項の申請の日又は広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日のいずれか遅い日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和4 0 年大蔵省令第1 5 号）別表第1 又は別表第2 に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの期間、第2 項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1 項の規定により申請を行った事業実施主体に対して交付する。</u>
（系統設置交付金の交付） 第6 4 条の3　本機関は、第6 1 条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第2 8 条第1 項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）を交付する。 2　本機関は、系統設置交付金を交付するに当たり、事業実施主体である一般送配電事業者又は送電事業者たる会員から、毎年度、供給計画に従い設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の設置に要した費用及び維持に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。 3　本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。	（系統設置交付金の交付） 第6 4 条の3　本機関は、第6 1 条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第2 8 条第1 項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）を交付する。 2　本機関は、系統設置交付金を交付するに当たり、事業実施主体である一般送配電事業者又は送電事業者たる会員から、毎年度、供給計画に従い設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の設置に要した費用及び維持に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。 3　本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第1項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付金の額を算定する。ただし、法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者（以下「<u>認定整備等事業者</u>」という。）が再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第1項に規定する<u>交付金</u>（以下「<u>特定系統設置交付金</u>」という。）の交付を受けた場合における系統設置交付金の額は、この項本文の規定により得た額から当該特定系統設置交付金の額を控除した額とする。 5 本機関は、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。 6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する<u>年度までの間</u>、毎年度、第4項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して交付する。	4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第1項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付金の額を算定する。ただし、法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者（<u>以下単に「認定整備等事業者」</u>という。）が再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第1項に規定する<u>特定系統設置交付金</u>（以下単に「特定系統設置交付金」という。）の交付を受けた場合における系統設置交付金の額は、この項本文の規定により得た額から当該特定系統設置交付金の額を控除した額とする。 5 本機関は、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。 6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する<u>年度までの期間</u>、毎年度、第4項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して交付する。
（特定系統設置交付金の交付） 第64条の4 本機関は、認定整備等事業者が<u>法第28条の50第2項に規定する認定整備等計画</u>（以下「<u>認定整備等計画</u>」という。）に従って、電気工作物であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、当該認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金を交付する。 2 本機関は、特定系統設置交付金を交付するに当たり、認定整備等事業者から、毎年度、認定整備等計画に従い設置を行う流通設備の設置に要する費用について、認定整備等計画ごとに届出を受ける。 3 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を認定整備等計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。 4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用のうち、その事業の規模を考慮して経済産業省令で定めるものの額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第2項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する特定系統設置交付金の額を算定する。 5 本機関は、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。 6 本機関は、特定系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の工事を開始した日の属する年度から当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する<u>年度までの間</u>、毎年度、第4項の規定により算定した特定系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対して交付する。	（特定系統設置交付金の交付） 第64条の4 本機関は、認定整備等事業者が<u>認定整備等計画</u>に従って、電気工作物であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、当該認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金を交付する。 2 本機関は、特定系統設置交付金を交付するに当たり、認定整備等事業者から、毎年度、認定整備等計画に従い設置を行う流通設備の設置に要する費用について、認定整備等計画ごとに届出を受ける。 3 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を認定整備等計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。 4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用のうち、その事業の規模を考慮して経済産業省令で定めるものの額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第2項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する特定系統設置交付金の額を算定する。 5 本機関は、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。 6 本機関は、特定系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の工事を開始した日の属する年度から当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する<u>年度までの期間</u>、毎年度、第4項の規定により算定した特定系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対して交付する。
（<u>資金の貸付け</u>） 第64条の5 本機関は、認定整備等事業者に対して、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける。 2 本機関は、資金を貸し付けるに当たり、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける。 （新設）	（<u>認定整備等事業者に対する資金の貸付け</u>） 第64条の5 本機関は、認定整備等事業者に対して、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける。 2 本機関は、資金を貸し付けるに当たり、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける。 <u>3 本機関は、前項の申請に応じて、貸付金（法第28条の40第1項第5号の3の規定により貸し付ける資金をいう。以下同じ。）の額を定めようとするときは、前項の申請により報告を受けた額及び貸付金の財源に充てるべき額として経済産業大臣が定める方法により配分した額を基礎として定め</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
<u>3</u> 本機関は、<u>前項の規定により申請を受けた場合には、貸付けに係る条件</u>その他の必要な事項を決定する。 （新設） <u>4</u> 本機関は、第2項の規定により借入申請を行った認定整備等事業者に対し<u>貸付けに係る条件</u>その他の必要な事項を通知する。 <u>5</u> 本機関は、前項の規定により通知した認定整備等事業者との間で、貸付けに関する契約を締結する。 <u>6</u> 本機関は、前項の規定により契約を締結した認定整備等事業者に対して、当該契約に基づき資金を貸し付ける。 <u>7</u> 本機関は、<u>第5項の規定</u>により契約を締結した認定整備等事業者との協議により当該契約の変更が必要と認めた場合は、当該契約の変更を行う。	<u>る。</u> <u>4</u> 本機関は、<u>第2項の規定により申請を受けた場合には、経済産業大臣が定める基準に従って貸付けの条件</u>その他の必要な事項を決定する。 <u>5</u> 本機関は、前項の規定による貸付けの条件その他の必要な事項及び貸付けを行うかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるものとする。 <u>6</u> 本機関は、第2項の規定により借入申請を行った認定整備等事業者に対し<u>貸付けの条件</u>その他の必要な事項を通知する。 <u>7</u> 本機関は、前項の規定により通知した認定整備等事業者との間で、貸付けに関する契約を締結する。 <u>8</u> 本機関は、前項の規定により契約を締結した認定整備等事業者に対して、当該契約に基づき資金を貸し付ける。 <u>9</u> 本機関は、<u>第7項の規定</u>により契約を締結した認定整備等事業者との協議により当該契約の変更が必要と認めた場合は、当該契約の変更を行う。
（<u>資金の貸付けの申請様式</u>） 第64条の6 本機関は、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける場合の申請様式を定め、公表する。	（<u>認定整備等事業者に対する資金の貸付けの申請様式</u>） 第64条の6 本機関は、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける場合の申請様式を定め、公表する。
（新設）	<u>第4節 基幹送変電設備整備等計画の評価及び認定基幹送変電設備整備等計画に基づく貸付けの管理</u>
（新設）	（<u>認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対する資金の貸付け</u>） <u>第64条の7 本機関は、法第27条の3の3第1項に規定する認定一般送配電事業者（以下単に「認定一般送配電事業者」という。）又は法第27条の11の7第2項に規定する認定送電事業者（以下単に「認定送電事業者」という。）に対して、認定基幹送変電設備整備等計画に基づく法第27条の3の2第1項に規定する基幹送変電設備（以下単に「基幹送変電設備」という。）の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける。</u> <u>2 本機関は、資金を貸し付けるに当たり、認定一般送配電事業者又は認定送電事業者から、認定基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける。</u> <u>3 本機関は、前項の規定により申請を受けた場合には、法第28条の50の2第1項に定める基準に従って、貸付けの条件その他の必要な事項を決定する。</u> <u>4 本機関は、法第28条の50の3第2項の規定により、前項の規定による貸付けの条件その他の必要な事項及び貸付けを行うかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるものとする。</u> <u>5 本機関は、第2項の規定により借入申請を行った認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対し貸付けの条件その他の必要な事項を通知する。</u> <u>6 本機関は、前項の規定により通知した認定一般送配電事業者又は認定送電事業者との間で、貸付けに関する契約を締結する。</u> <u>7 本機関は、前項の規定により契約を締結した認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対して、当該契約に基づき資金を貸し付ける。</u> <u>8 本機関は、第6項の規定により契約を締結した認定一般送配電事業者又は認定送電事業者との協議により当該契約の変更が必要と認めた場合は、当該契約の変更を行う。</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（新設）	<u>（認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対する資金の貸付けの申請様式）</u> <u>第 6 4 条の 8</u> 本機関は、認定一般送配電事業者又は認定送電事業者から、基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける場合の申請様式を定め、公表する。
（新設）	<u>（基幹送変電設備整備等計画の評価）</u> <u>第 6 4 条の 9</u> 本機関は、第 6 4 条の 7 の規定による貸付けに係る基幹送変電設備整備等計画の認定に先立ち、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が作成する基幹送変電設備整備等計画に係る基幹送変電設備に関する事項を評価する。 <u>2</u> 本機関は、前項の規定により評価を行った場合は、当該評価に係る基幹送変電設備整備等計画を作成した一般送配電事業者又は送電事業者たる会員にその結果を通知する。
（新設）	<u>第 5 節 認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく貸付けの管理</u>
（新設）	<u>（認定大規模発電事業者に対する資金の貸付け）</u> <u>第 6 4 条の 1 0</u> 本機関は、法第 2 7 条の 2 9 の 8 第 1 項に規定する認定大規模発電事業者（以下単に「認定大規模発電事業者」という。）に対して、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける。 <u>2</u> 本機関は、資金を貸し付けるに当たり、認定大規模発電事業者から、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける。 <u>3</u> 本機関は、前項の規定により申請を受けた場合には、法第 2 8 条の 5 0 の 4 において準用する法第 2 8 条の 5 0 の 2 第 1 項に定める基準に従って、貸付けの条件その他の必要な事項を決定する。 <u>4</u> 本機関は、法第 2 8 条の 5 0 の 4 において準用する法第 2 8 条の 5 0 の 3 第 2 項の規定により、前項の規定による貸付けの条件その他の必要な事項及び貸付けを行うかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるものとする。 <u>5</u> 本機関は、第 2 項の規定により借入申請を行った認定大規模発電事業者に対し貸付けの条件その他の必要な事項を通知する。 <u>6</u> 本機関は、前項の規定により通知した認定大規模発電事業者との間で、貸付けに関する契約を締結する。 <u>7</u> 本機関は、前項の規定により契約を締結した認定大規模発電事業者に対して、当該契約に基づき資金を貸し付ける。 <u>8</u> 本機関は、第 6 項の規定により契約を締結した認定大規模発電事業者との協議により当該契約の変更が必要と認めた場合は、当該契約の変更を行う。
（新設）	<u>（認定大規模発電事業者に対する資金の貸付けの申請様式）</u> <u>第 6 4 条の 1 1</u> 本機関は、認定大規模発電事業者から、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける場合の申請様式を定め、公表する。
<u>第 4 節</u> その他	<u>第 6 節</u> その他
（N－1 電制の際の費用精算に関する妥当性確認） <u>第 6 4 条の 7</u> 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、N－1 故障（送配電線 1 回線、変圧器 1 台又は発電機 1 台その他の電力設備の単一故障をいう。）の発生時に保護継電器により行われ	（N－1 電制の際の費用精算に関する妥当性確認） <u>第 6 4 条の 1 2</u> 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、N－1 故障（送配電線 1 回線、変圧器 1 台又は発電機 1 台その他の電力設備の単一故障をいう。）の発生時に保護継電器により行わ

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
る速やかな発電抑制（以下「N－1 電制」という。）が実施されたことにより、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から送配電等業務指針に定めるところによりN－1 電制の費用に関する資料の提出を受けた場合は、本機関が別に定める基準により妥当性を検証し、確認する。 2 本機関は、前項の確認の実施に必要と判断したときは、一般送配電事業者若しくは配電事業者たる会員又は関係する電気供給事業者に対して、追加の資料の提出を求めることができる。 3 本機関は、第 1 項の確認を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確認の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答する。	れる速やかな発電抑制（以下「N－1 電制」という。）が実施されたことにより、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から送配電等業務指針に定めるところによりN－1 電制の費用に関する資料の提出を受けた場合は、本機関が別に定める基準により妥当性を検証し、確認する。 2 本機関は、前項の確認の実施に必要と判断したときは、一般送配電事業者若しくは配電事業者たる会員又は関係する電気供給事業者に対して、追加の資料の提出を求めることができる。 3 本機関は、第 1 項の確認を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確認の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答する。
<u>第 6 6 条 削除</u>	<u>（資金貸付業務規程）</u> <u>第 6 6 条 本機関は、本規程において定めるもののほか、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 5 号の 3、第 9 号及び第 1 0 号の規定による資金の貸付け業務の実施に関し必要な事項について、資金貸付業務規程を別に定める。</u>
（新設）	<u>（資金の貸付け業務の定期的な見直し）</u> <u>第 6 6 条の 2 本機関は、第 6 4 条の 5、第 6 4 条の 7 及び第 6 4 条の 1 0 の貸付け業務について、国と協議の上、定期的に必要な見直しを行うものとする。</u>
（新設）	<u>（特別会費の請求）</u> <u>第 6 6 条の 3 本機関は、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成 2 7 年経済産業省令第 1 2 号）第 2 条第 3 項第 2 号の業務において、事業者が本機関から貸付けを受けた資金の返済を滞納し、次条に定める財務健全性の確保の対応を講じたとしてもなお、本機関が財政融資を財源とした資金を期日までに政府に償還することが困難であると認められる場合に限り、当該償還に係る金額を定款第 5 5 条に規定する特別会費として請求する。</u>
（新設）	<u>（財務健全性の確保）</u> <u>第 6 6 条の 4 本機関は、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第 2 条第 3 項第 2 号の業務において、財務健全性を確保するために、当該貸付け総額の 1 0 0 分の 4 以上に相当する純資産又はそれと同視し得る資産を同号に掲げる区分の中に確保するものとする。</u> <u>2 本機関は、前項に定める事項のほか、 1 年間分を目安に元利償還に必要な資金を確保する観点から、当該貸付け総額の 1 0 0 分の 8 以上に相当する流動資産を当該区分の中に確保するものとする。</u>
（緊急災害対応） 第 1 7 3 条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由（以下「大規模災害」という。）により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項 <u>第 9 号</u> の規定により、必要な対応を行う。	（緊急災害対応） 第 1 7 3 条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由（以下「大規模災害」という。）により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項 <u>第 1 3 号</u> の規定により、必要な対応を行う。

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第 1 条 本規程は、令和 8 年 1 2 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第 6 6 条の 4 の改正規定は、令和 9 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。